

自立支援医療 育成医療

満 18 歳未満で身体に障がいをもつ児童や将来に障がいを持つおそれのある児童が手術などによってその障がいの改善が見込まれる場合、その医療費を助成する制度です。

《対象》

- ・ 18 歳未満の方（身体障害者手帳の有無は関係ありません。）

《主な治療の例》

- ・ 手術をともなう入院
- ・ 肢体不自由に対する理学療法（リハビリテーション）
- ・ 聴覚・視覚障害、肢体不自由による補装具の給付
- ・ ストマケア
- ・ 中心静脈栄養法（IVH）

など

※疾患や手術の内容により対象の可否が異なります。

※原則、入院で利用する場合は、入院前の申請が必要です。

ご希望の方は早めに手続きを進めてください。

《自己負担額》

原則 1 割負担（所得に応じた自己負担限度額までの支払い）

世帯区分		1ヶ月あたりの負担額	『重度かつ継続』	
住民税	課税世帯	一定所得以上 (市町村民税 23万5千円以上)	対象外 (通常の3割負担)	20,000円
	課税世帯	中間所得層2 (市町村民税 3万3千円以上 23万5千円未満)	10,000円*	10,000円
	課税世帯	中間所得層1 (市町村民課税以上 3万3千円未満)	5,000円*	5,000円
	非課税世帯	低所得2 (市町村民税非課税：低所得1以外)	5,000円	
	非課税世帯	低所得1 (市町村民税非課税：利用者負担の年収が80万円以下)	2,500円	
生活保護の世帯		0円		

* 中間所得層の方で、育成医療を利用される方については、「重度かつ継続」以外の方についても、経過措置として負担上限月額が設定されています。（令和6年3月31日まで）

※世帯とは、加入の医療保険の単位です。ご家族でも、異なる医療保険に加入されている場合は別世帯とみなします。

- 入院時の食事療養費と差額ベッド代・文書料などは対象外です。
- 通院の場合、院外処方も対象になります。

- 障がいによっては『重度かつ継続』の対象となり、さらに医療費を軽減することが可能です。

《『重度かつ継続』の対象者》

- 腎臓機能障害
- 小腸機能障害
- 免疫機能障害
- 心臓機能障害（移植後の抗免疫療法に限る）
- 肝臓機能障害（移植後の抗免疫療法に限る）
- 医療保険の高額療養費の多数該当に当たる方

《手続き方法》

窓口：区市町村役場、保健福祉センターなどの育成医療担当部署

必要な書類

- 1) 育成医療意見書（都道府県で決められた様式）
- 2) 育成医療支給認定申請書（同上）
- 3) 世帯調書
- 4) マイナンバーが確認できる書類
- 5) 健康保険証の写し
- 6) 印鑑

※窓口によって必要な書類が異なりますので詳細は各自治体にご確認ください。

- ・ 外来と入院でそれぞれ手続きが必要となる場合があります。
- ・ 有効期間は疾患や助成内容に応じて異なります。
- ・ 指定自立支援医療機関・薬局で利用できます。

《当院での問い合わせ先》

東京女子医科大学病院

- ・ 担当医事課 TEL：03-3353-8111（代表）
- ・ ソーシャルワーカー TEL：03-5269-7067（直通）
（総合外来センター 1 階 医療サービス相談室内）